

官報 号外

平成二十四年三月二十八日

○第百八十回 参議院会議録第九号

平成二十四年三月二十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二十四年三月二十八日

午前十時開議

第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

日程第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

平成二十四年三月二十八日 参議院会議録第九号

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長松下新平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松下新平君登壇、拍手〕

○松下新平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯における除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保及び雪冷熱エネルギーの活用の促進を図るとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き十年間講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案外一件

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第二 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小林正夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小林正夫君登壇、拍手〕

○小林正夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、第一に、雇止めや倒産、解雇等による離職者のうち、就職が困難であると認められた者等について、基本手当の所定給付日数を延長する暫定措置等を二年間延長すること、第二に、雇用調整助成金の支出に必要な額について、失業等給付の積立金からの借入れを可能とする暫定措置を二年間延長することを内容とするものであります。

委員会におきましては、雇用保険制度の今後の在り方、雇用保険二事業の財政の健全化、被災地における雇用対策の重要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、近年における労働者派遣事業をめぐる情勢に鑑み、日雇派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の無期雇用への転換推進、

均等待遇の配慮など、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図ること等を主な内容とするものであります。

なお、衆議院において、製造業務への派遣及びいわゆる登録型派遣の原則禁止規定を削除する等の修正が行われております。

委員会におきましては、日雇派遣禁止の具体的内容、製造業務派遣及び登録型派遣の原則禁止規定を削除した理由、みなし雇用制度の在り方、専門二十六業務の見直しの必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して川田龍平委員より反対、日本共産党を代表して田村智子委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

まず、現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)
○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)
○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九
賛成 二百三十九
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(平田健二君) 次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百三十二
反対 二十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十分散会

出席者は左のとおり。

議長 平田 健二君
副議長 尾辻 秀久君

議員
竹谷とし子君 石川 博崇君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
横山 信一君 秋野 公造君
山内 徳信君 自見庄三郎君
谷合 正明君 山本 博司君
又市 征治君 田城 郁君
難波 奨二君 西田 実仁君
浜田 昌良君 山本 香苗君
福島みずほ君 風間 直樹君
大久保潔重君 舟山 康江君
長沢 広明君 加藤 修一君
渡辺 孝男君 松野 信夫君
林 久美子君 川上 義博君
室井 邦彦君 広田 一君
魚住裕一郎君 松 あきら君
荒木 清寛君 柳澤 光美君
小林 正夫君 今野 東君
中村 哲治君 佐藤 公治君
木庭健太郎君 白浜 一良君
山口那津男君 草川 昭三君
長浜 博行君 谷 博之君
広野ただし君 増子 輝彦君
福山 哲郎君 藤原 正司君

浜田 和幸君 横峯 良郎君
小西 洋之君 谷 亮子君 森田 高君
平山 誠君 大野 元裕君 石橋 通宏君
西村まさみ君 有田 芳生君 江崎 孝君
吉川 沙織君 友近 聡朗君 齋藤 嘉隆君
行田 邦子君 牧山ひろえ君 金子 洋一君
水戸 将史君 森木 利治君 外山 斎君
藤末 健三君 藤川 清成君 米長 晴信君
前川 清成君 大久保 勉君 金子 恵美君
那谷屋正義君 藤田 幸久君 徳永 久志君
武内 則男君 岩本 司君 大島九州男君
松井 孝治君 柳田 稔君 蓮 舫君
柳田 稔君 興石 東君 尾立 源幸君
榎葉賀津也君 小川 敏夫君 川合 孝典君
小川 敏夫君 直嶋 正行君 白 眞敷君
長谷川大紋君 徳永 エリ君 ツルギ マルテ君
糸数 慶子君 梅村 聡君 櫻井 充君
松浦 大悟君 中谷 智司君 高橋 寛君
植松恵美子君 平山 幸司君 一川 保夫君
佐藤 正久君 羽田雄一郎君 郡司 彰君
小川 勝也君 安井美沙子君 中西 祐介君
小見山幸治君 高階恵美子君 小見山幸治君
平山 幸司君 植松恵美子君 佐藤 正久君

平成二十四年三月二十八日 参議院会議録第九号 議長の報告事項

姫井由美子君	谷岡 郁子君	小泉 昭男君	末松 信介君	藤井 孝男君	小野 次郎君	決算委員
大河原雅子君	藤原 良信君	中川 雅治君	山谷えり子君	川田 龍平君	水野 賢一君	辞任
相原久美子君	加賀谷 健君	宮沢 洋一君	世耕 弘成君	厚生労働大臣	小宮山洋子君	江崎 孝君
藤谷 光信君	佐藤 信秋君	脇 雅史君	鶴保 庸介君	国土交通大臣	前田 武志君	安井美沙子君
足立 信也君	藤本 祐司君	岡田 広君	吉田 博美君			山本 博司君
水岡 俊一君	津田弥太郎君	加治屋義人君	山崎 正昭君			行政監視委員
芝 博一君	主濱 了君	小坂 憲次君	岩城 光英君			辞任
加藤 敏幸君	野上浩太郎君	中曾根弘文君	溝手 顕正君			宇都 隆史君
森 ゆうこ君	大塚 耕平君	衛藤 晟一君	伊達 忠一君			片山虎之助君
辻 泰弘君	平野 達男君	鈴木 政二君	谷川 秀善君			大門実紀史君
神本美恵子君	池口 修次君	渡辺 猛之君	荒井 広幸君			議院運営委員
山根 隆治君	関口 昌一君	上野ひろし君	田村 智子君	辞任	補欠	辞任
岡崎トミ子君	北澤 俊美君	石井 浩郎君	赤石 清美君	シレン・マルティ君	小川 敏夫君	有田 芳生君
玉置 一弥君	前田 武志君	舩添 要一君	松田 公太君			林 久美子君
田中 直紀君	江田 五月君	山下 芳生君	山田 俊男君	環境委員	補欠	水戸 将史君
石井 一君	山東 昭子君	義家 弘介君	青木 一彦君	辞任	シレン・マルティ君	赤石 清美君
中原 八一君	長谷川 岳君	小熊 慎司君	紙 智子君	小川 敏夫君		石川 博崇君
藤川 政人君	若林 健太君	片山さつき君	山本 順三君	予算委員		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
三原じゅん子君	熊谷 大君	水落 敏栄君	猪口 邦子君	辞任	補欠	災害対策特別委員
大家 敏志君	宇都 隆史君	川口 順子君	桜内 文城君	中谷 智司君	林 久美子君	辞任
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君	大門実紀史君	中村 博彦君	蓮 舩君	安井美沙子君	補欠
上野 通子君	塚田 一郎君	二之湯 智君	野村 哲郎君	磯崎 仁彦君	水戸 将史君	沖縄及び北方問題に関する特別委員
西田 昌司君	牧野たかお君	松村 祥史君	大江 康弘君	中山 恭子君	赤石 清美君	辞任
丸川 珠代君	丸山 和也君	中西 健治君	柴田 巧君	丸山 和也君	藤井 孝男君	補欠
森 まさこ君	石井みどり君	井上 哲士君	有村 治子君	三原じゅん子君	宇都 隆史君	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員
磯崎 陽輔君	石井 準一君	愛知 治郎君	金子原二郎君	竹谷とし子君	佐藤 正久君	辞任
島尻安伊子君	古川 俊治君	岸 宏一君	中山 恭子君	山本 香苗君	石川 博崇君	補欠
福岡 資麿君	松下 新平君	寺田 典城君	江口 克彦君	横山 信一君	荒木 清寛君	消費者問題に関する特別委員
佐藤ゆかり君	藤井 基之君	市田 忠義君	橋本 聖子君	松田 公太君	山本 博司君	辞任
岡田 直樹君	岸 信夫君	林 芳正君	松村 龍二君	田村 智子君	小熊 慎司君	加賀谷 健君
北川イツセイ君	松山 政司君	山本 一太君	山崎 力君	山内 徳信君	大門実紀史君	補欠
					吉田 忠智君	植松恵美子君
						谷 亮子君

森木 利治君 金子 洋一君 木庭健太郎君 山本 香苗君 東日本大震災復興特別委員 補欠 廣田 一君 舟山 康江君 桜内 文城君 松田 公太君 同日議員から次の議案が提出された。 放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(加藤修一君外八名発議(参第一二二号)) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号) 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号) 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(閣法第二一号) 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第二二二号) 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第四七号) 児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 同日衆議院から、同院において修正議決した次の		内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託した。 沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四四号) 沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五五号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 労働契約法の一部を改正する法律案(閣法第七一五号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第六〇号) 同日次の本院提出案を衆議院に送付した。 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。 北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議		し強く自制を求める決議 同日委員長から次の報告書が提出された。 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号) 審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 東日本大震災に関わる会議の議事録の作成に關する再質問主意書(平山誠君提出)(第七〇号) 関西電力大飯原発三・四号機の再稼働問題に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七一七号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員大江康弘君提出東日本大震災一周年追悼式に関する質問に対する答弁書(第六一五号) 参議院議員福島みずほ君提出東京外郭環状道路の建設に関する質問に対する答弁書(第六二二号) 参議院議員水野賢一君提出政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問に対する答弁書(第六三三号) 同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。 辞任 有田 芳生君 補欠 江崎 孝君 辞任 水戸 将史君 補欠 蓮 舫君 辞任 赤石 清美君 補欠 磯崎 仁彦君 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律 同日内閣を経由して郵政民営化推進本部長から、		郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見についての報告を受領した。 同日内閣から、水産基本法第十一条第九項において準用する同条第七項の規定に基づく水産基本計画の変更の報告を受領した。 一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 相原久美子君 補欠 徳永 エリ君 厚生労働委員 辞任 石橋 通宏君 補欠 藤本 祐司君 農林水産委員 辞任 丸川 珠代君 補欠 青木 一彦君 国土交通委員 辞任 徳永 エリ君 補欠 相原久美子君 青木 一彦君 丸川 珠代君 予算委員 辞任 藤本 祐司君 補欠 石橋 通宏君 小西 洋之君 補欠 廣田 一君 外山 斎君 松浦 大悟君 林 久美子君 小見山幸治君 姫井由美子君 江崎 孝君 水戸 将史君 蓮 舫君 宇都 隆史君 丸山 和也君 佐藤 正久君 三原じゅん子君	
---	--	--	--	---	--	---	--

[illegible]

会に付託した。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

内閣委員会に付託

関税法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

財政金融委員会に付託

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

国土交通委員会に付託
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(加藤修二君外八名発議)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部

を改正する法律案(第一百七十四回国会閣法第六〇号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員衛藤晟一君提出独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書(第六四号)

参議院議員浜田昌良君提出原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問に対する答弁書(第六五号)

参議院議員水野賢一君提出東京電力福島第一原発への津波の想定に関する質問に対する答弁書(第六六号)

参議院議員水野賢一君提出東京電力による福島第一原発からの撤退の意思表示の有無に関する質問に対する答弁書(第六七号)

参議院議員岩城光英君提出放射性廃棄物に係る中間貯蔵施設の設置及び福島県外での最終処分の法制化に関する質問に対する答弁書(第六八号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任 姫井由美子君 補欠 江崎 孝君
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

審査報告書

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十四年三月二十三日

災害対策特別委員長 松下 新平

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯における除排雪の体制の整備、空家に係る除排雪等の管理の確保及び雪冷熱エネルギーの活用を促進を図るとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小中学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き十年間講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約五億円が見込まれている。

附帯決議

平成十八年度豪雪、平成二十二年度豪雪及び今冬の大雪による被害に見られるように、近年、我が国における豪雪被害は、多くの犠牲者を始めとする甚大な人的被害及び社会的、経済的被害をもたらしており、豪雪地帯における市民生活は極めて厳しい状況にある。豪雪地帯における安全で安心な市民生活を確保し、地域経済の発展を図ること

は喫緊の課題であり、かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 豪雪地帯における生活は、地域が主体となり、住民の助け合いの精神によつて営まれていることから、除排雪における町内会、自治会等の地縁による団体の果たす役割は極めて重要であり、除雪機械の購入費などを含む、かかる団体が実施する除排雪に要する費用に対する市町村による補助について、国としても必要な財政上の措置を講ずること。

二 地域における除排雪においては、除雪ボランティアが重要な役割を担っているが、円滑かつ安全な除排雪作業のためには、十分な除雪技術と経験が必要となることから、除雪ボランティアの確保と併せてその資質の向上、ボランティアと地域をつなぐコーディネート等の養成等受入体制の整備が不可欠である。このため、かかる地方公共団体の取組に対して支援措置を講ずること。

三 道路の防雪施設整備については、地域の実情に応じて国による補助が行われており、また、雪崩の発生を予防するための雪庇の排除についても、費用の一部を国が補助できることとされているが、近年、大雪による道路交通の麻痺という問題が頻発していることから、地方自治体が交通を確保できるよう、また、雪崩による道路閉塞等への被害を未然に防ぐことができるよう、国として必要な財源を確保し、更なる制度の拡充について検討すること。

四 農道は農作業のみならず日々の生活のための道路としても利用されており、その除排雪は住民の生活にとつて極めて重要であることから、豪雪地帯において地方自治体が行う農道の除排雪についても、地方の負担の軽減を図ること。

五 本来所有者が適正に管理すべき空家について、地方公共団体が空家の積雪による倒壊等による危害の発生を防止するための管理を適切に行うことができるようにするため、国は、空家の除排雪その他の管理、管理に要する費用の負担の在り方等について指針を示すとともに、必要な財政上の措置等を講ずること。

六 近年の我が国の豪雪被害に鑑み、必要な施策を適時適切に行うために、本法による施策の効果について、三年後を目途として検証し、その結果を当委員会に報告するとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十四年三月十六日

参議院議長 横路 孝弘
参議院議長 平田 健二殿

四を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(雪冷熱エネルギーの活用促進)
第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の三を第十三条の五とし、第十三条の二の次に次の二条を加える。

(除排雪の体制の整備)
第十三条の三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(空家に係る除排雪等の管理の確保)
第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家(建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。)の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(水源地域対策特別措置法の一部改正)
2 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

審査報告書
現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十四年三月二十七日

参議院議長 平田 健二殿
厚生労働委員長 小林 正夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険の基本手当の給付日数の延長等に関する暫定措置及び労働保険特別会計雇用勘定の積立金の特例等を延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成二十四年

度において国庫負担額で約八十三億円が見込まれている。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、非常に厳しい雇用情勢が改善されるまでの間の措置として、平成二十一年の法改正において、個別延長給付等について、三年間の給付日数に係る暫定措置が講じられたが、本措置の期限の到来を目前にしても未だ厳しい雇用情勢が続いている。様々な世界経済の要因があるとはいえ、この間の政府の対応が必ずしも十分なものであつたとは言いがたいことから、現下の状況を真摯に受け止め、円高・デフレからの脱却、さらには、景気回復や経済成長に資する施策の推進により日本経済の持続的な成長を図り、安定的な雇用を確保すること。

二、給付日数を拡充する暫定措置は、あくまでも緊急避難的措置であり、再就職の促進をより一層図るために、運用面において必要な見直しを図るとともに、関連機関との連携強化などその促進に資する必要な対策を実施すること。

三、雇用保険二事業については、更なる効率化・重点化により不要不急な事業の廃止を行う等の見直しにより、その安定的な運営の確保に向けて財政の改善を図ること。また、雇用調整助成金の支出のための失業等給付の積立金からの借入れについては、あくまでも緊急的かつ例外的な暫定措置として平成二十二年の法改正時に講じられたものであるとの趣旨を踏まえて運用を行うこと。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

七

四、東日本大震災により休業又は離職を余儀なくされた被災者に対しては、個別延長給付の特例措置や広域延長給付による給付期間の延長が実施されている。しかし、現在順次その支給が終了していることから、被災地の復興促進による雇用の創出・確保に万全を期すとともに、ハローワーク等による求職者の支援について一層の充実を図ること。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十四年三月十六日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 平田 健二殿

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条、第五条第一項及び第十条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条の三第一項及び第二項中「及び平成二十三年度」を「から平成二十五年年度まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十四年三月二十七日

厚生労働委員長 小林 正夫
参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における労働者派遣事業をめぐる情勢に鑑み、派遣労働者の保護に資するため、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用される労働者の労働者派遣を原則禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の見直しを行うおとするものであり、おお

むね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方については、本法の施行後一年を目途として、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就業機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。

二、いわゆる専門二十六業務に該当するかどうかによつて派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先事業主に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。検討の結果が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう徹底すること。また、労働契約申込みみなし規定の適用に当たっては、事業主及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。

三、いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に実施するよう徹底すること。また、労働契約申込みみなし規定が適用さ

れる「偽装する意図を持っているケース」を、具体的に明確化すること。併せて、事業主及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること。

四、労働契約申込みみなし制度の創設に当たり、派遣労働者の就業機会が縮小することのないよう、周知と意見聴取を徹底するよう努めること。

五、派遣労働者に対する労働・社会保険適用を一層促進するため、現行の派遣元指針及び派遣先指針に記載されている労働・社会保険適用の促進策の法定化を含む抜本強化について検討すること。

六、優良な派遣元事業主が育成されるよう、法令遵守の一層の徹底、派遣労働者の労働条件の改善等、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用も含めた適切な指導、助言等を行うこと。

七、派遣労働者の職業能力の開発を図るため、派遣元事業主は派遣労働者に対し教育訓練の機会を確保し、労働者派遣業界が派遣労働者の雇用の安定等に必要な職業能力開発に取り組む恒久的な仕組みを検討すること。

八、本法施行に当たっては、あらかじめ、派遣労働者、派遣元・派遣先事業主等に対し、日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の無期雇用への転換推進、均衡待遇の確保、「マージン率」の情報公開など今回の改正内容について、十分な広報・情報提供を行い、周知徹底するよう万全を期すこと。

右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

平成二十四年三月八日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 平田 健二殿

(小字及び一は衆議院修正)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

目次中「就業条件の整備等」を「保護等」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。
第一条中「就業に関する条件の整備等」を「保護等」に改める。

第四条第一項第三号中「及び第三項」を、「第

四項及び第五項」に改める。

第六条第四号中「当該取消し」を「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令」に改め、同条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合(当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

六 第十四条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令に係る行政手続法(平成五

年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)

第六条に次の二号を加える。

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

第十条第五項中「第四号」の下に「から第七号まで」を加える。

第十四条第一項第一号中「第四号」の下に「から第七号まで」を加え、同項第二号中「法律」の下に「第二十三条第三項、第二十三条の二及び」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したとき。

第二十一条第一項中「(第四号)の下に」から第七号までを、「いづれかに該当するとき」の下に「又は第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したとき」を加え、「同条第四号」を「第六条第四号から第七号までのいづれかに」に改める。

第二十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらか

じめ関係者に対して知らせることが適當であるものとして厚生労働省令で定める事項に關し情報の提供を行わなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(派遣元事業主の關係派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十三条の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を實質的に支配することが可能となる關係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の關係のある者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「關係派遣先」という。)に労働者派遣をするときは、關係派遣先への派遣割合(一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の關係派遣先に係る派遣就業(労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。)に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。)が百分の八十以下となるようにしなければならない。

第二十四条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第三章の章名中「就業条件の整備等」を「保護等」に改める。

第二十六条第一項第二号中「労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)

を「派遣就業」に改め、同項第八号中「労働者派遣契約」を「派遣労働者の新たな就業の機會の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九條の二において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約」に改め、同項第九号中「当該紹介予定派遣」を「当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣」に改める。

第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十條の六第一項第四号」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置)

第二十九条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都合による労働者派遣契約の解除に当たつては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機會の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

第三十条中「派遣元事業主」を「前二条に規定するもののほか、派遣元事業主」に、「及び能力」を「能力及び経験」に改め、同条を第三十条の三とし、第三章第二節中同条の前に次の二条を加える。

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者(相当期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することが適當である者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「有期雇用派遣労働者等」という。)の希望に応じ、次の各号のいずれかの措置を講ずるよう努めなければならない。

一 期間を定めないで雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機會を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるよう雇用する機会を確保するとともに、これらの機會を有期雇用派遣労働者等に提供すること。

二 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあつては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三 前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

(均衡を考慮した待遇の確保)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。)に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるように配慮しなければならない。

第三十一条中「その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(第四節を除き、以下「派遣先」という。)」を「派遣先」に、「当該派遣労働者を「派遣労働者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(待遇に関する事項等の説明)

第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第三十四条の二 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に
対し、厚生労働省令で定めるところにより、
当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の
額として厚生労働省令で定める額を明示しな
ければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇い入れよう
とする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働
者派遣に関する料金の額を変更する場合
当該労働者派遣に係る派遣労働者

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を
第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間
を定めないで雇用する労働者であるか否か
の別

第三十五条に次の一項を加える。
2 派遣元事業主は、前項の規定による通知を
した後に同項第二号に掲げる事項に変更があ
つたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先
に通知しなければならない。

第三十五条の二の次に次の二条を加える。
(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)
第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務
を迅速かつ的確に遂行するために専門的な
知識、技術又は経験を必要とする業務のう
ち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は
二十日
二月以内の期間を定めて雇用する労働者をい
う。以下この項において同じ。)を従事させて

も当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を
及ぼすおそれがないと認められる業務として
政令で定める業務以外の業務については、そ
の雇用する日雇労働者について労働者派遣を
行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改
正の立案をしようとするときは、あらかじめ、
労働政策審議会の意見を聴かなければなら
ない。
(離職した労働者についての労働者派遣の禁
止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣
をしようとする場合において、派遣先が当該
労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四
十条の九第一項の規定に抵触することとなる
ときは、当該労働者派遣を行つてはならな
い。

第三十六条中「第四号」を「第八号」に改め、同
条第一号中「前条第二項」を「第三十五条の二第
二項」に改める。

3 派遣先は、第三十条の二の規定による措置
が適切に講じられるようにするため、派遣元
事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労
働させる派遣労働者が従事する業務と同種の
業務に従事する当該派遣先に雇用される労働
者に関する情報であつて当該措置に必要なも
のを提供する等必要な協力をするように努め
なければならない。

第四十条の二第一項第三号中「昭和二十二年

法律第四十九号」を削る。

第四十条の四中「雇用契約」を「労働契約」に改
める。

第四十条の五中「雇用契約」を「労働契約」に改
め、同条に次のたし書を加える。

ただし、当該同一の派遣労働者について第
三十五条の規定による期間を定めないで雇用
する労働者である旨の通知を受けている場合
は、この限りでない。

第四十条の五の次に次の四条を加える。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受け
る者(国(特定独立行政法人(独立行政法人通
則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項
に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。
次条において同じ。))及び地方公共団体
(特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法
(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に
規定する特定地方独立行政法人をいう。))を含
む。次条において同じ。))の機関を除く。以下
この条において同じ。))が次の各号のいずれか
に該当する行為を行つた場合には、その時点
において、当該労働者派遣の役務の提供を受
ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者
に対し、その時点における当該派遣労働者に
係る労働条件と同一の労働条件を内容とする
労働契約の申込みをしたものとみなす。た
だし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、
その行つた行為が次の各号のいずれかの行為
に該当することを知らず、かつ、知らなかつ
たことにつき過失がなかつたときは、この限
りでない。

一 第四条第三項の規定に違反して派遣労働
者を同条第一項各号のいずれかに該当する
業務に従事させること。

二 第二十四条の二の規定に違反して労働者
派遣の役務の提供を受けること。

三 第四十条の二第一項の規定に違反して労
働者派遣の役務の提供を受けること。

四 この法律又は次節の規定により適用され
る法律の規定の適用を免れる目的で、請負
その他労働者派遣以外の名目で契約を締結
し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を
定めずに労働者派遣の役務の提供を受ける
こと。

2 前項の規定により労働契約の申込みをした
ものとみなされた労働者派遣の役務の提供を
受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同
項に規定する行為が終了した日から一年を経
過する日までの間は、当該申込みを撤回する
ことができない。

3 第一項の規定により労働契約の申込みをし
たものとみなされた労働者派遣の役務の提供
を受ける者が、当該申込みに対して前項に規
定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨
の意思表示を受けなかつたときは、当該申込
みは、その効力を失う。

4 第一項の規定により申し込まれたものとみ
なされた労働契約に係る派遣労働者に係る労
働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の
役務の提供を受ける者から求めがあつた場合
においては、当該労働者派遣の役務の提供を
受ける者に対し、速やかに、同項の規定によ
り労働契約の申込みをしたものとみなされた

時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った場合(同項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する求めを行った派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に關し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の九 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者(雇用の機会の確保が特に困難であ

り、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。)に係る労働者派遣の役務の提供を受けなければならない。

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

第四十四条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第五項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「第二十六条第一項」を「第二十三条の二」に改める。

第四十五条第一項から第四項まで、第八項、第九項、第十五項及び第十六項、第四十六条第一項、第三項、第六項、第十二項及び第十三項並びに第四十七条第一項及び第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十八条の見出しを「(指導及び助言等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反した派遣元事業主

に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第四十九条第一項中「この法律」の下に「第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。」を加える。

第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣は」の下に「労働者派遣の役務の提供を受ける者が」を加え、「又は第四十条の五の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該」を「第四十条の五若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける」に、「若しくは第四十条の二第一項」を「第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項」に、「雇用契約」を「労働契約」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十一条第二号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同条第三号中「第

三十五條」を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三十五條の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「業として行う」及び「(次節、第二十三條第二項、第四項及び第五項並びに第四十條の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務(その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣(次号、次節、第二十三條第二項、第四項及び第五項並びに第四十條の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。))により当該業務に従事させる場合における当該業務を除く。

第四條第二項中「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十八條中「第四十條の六第一項第四号」を「第四十條の六第一項第五号」に改める。

第三十五條第一項第二号を次のように改める。

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が常時雇用する労働者であるか否かの別(当該労働者が期間を定めないので雇用する労働者である場合にあつては、その旨)

第三十五條の四中「第四十條の九第一項」を「第四十條の十第一項」に改め、同条を第三十五條の五とし、第三十五條の三を第三十五條の四とし、第三十五條の二の次に次の一条を加える。

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十五條の三 派遣元事業主は、その常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

二 第四十條の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合

四 当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合

厚生労働大臣は、前項第一号の政令の制定

又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四十條の六第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十條の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第四十條の九を第四十條の十とし、第四十條の八の次に次の一条を加える。

第四十條の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者(国(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十九号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))及び地方公共団体(特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))の機関を除く。以下この条において同じ。)

が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該労働者派遣に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一 第二十四條の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

二 第四十條の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六條第一項各号に掲げる事項を定めず、労働者派遣の役務の提供を受けること。

四 前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされ

た労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3 第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4 第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十條の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百二十九号)において準用する場合を含む。)、国会職員法(昭和二十二年法律第百八十五号)、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)その他関係法令の規定に基づき採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する求めを行つた派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

第四十二条第四項中「無料」を「有料」に改め、同条第五項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第六項中「第二章第二節第一款」の下に

「第三十条」を加え、同項の表第六条第四号の項中「当該取消し」を「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令」に、「廃止を命じられた」を「命令の」に改め、同項の次に次のように加える。

第六条第五号	第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の廃止を命じられた場合(同項第一号の規定により廃止を命じられた場合
	、当該法人 又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合(当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において	、当該シルバー人材センター において
第六条第六号	取消し又は命令 当該法人の	命令 当該シルバー人材センターの
	一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令 届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出	一般労働者派遣事業の廃止の命令 届出
第六条第七号	前号	シルバー人材センターが、前号

届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である	届出をした
当該法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)	当該シルバー人材センター(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)

第四十二条第六項の表第十四条第一項の項中「第六条第四号」の下に「から第七号までのいずれか」を加える。

第四十五条中「同法第四十二条第五項」との下に「同表第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」とを加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(派遣労働者の雇用の安定)

第二条 政府は、この法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、事業主の労働力の確保を支援するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者(職業安定法(昭和二

十二年法律第百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。)の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況、高齢者の就業の実態等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二章第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。)の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条において「新労働者派遣法」という。)第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

(日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する経過措置)

第六条 新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及び第四十条の九^六の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日において現に旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第二項(旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。)の

規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っているシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例により当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 前項のシルバー人材センター又はシルバー人材センター連合が、同項の期間において、第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による有料の職業紹介事業の届出をしたときは、旧高年齢者等雇用安定法第四十二条第三項(旧高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の八第一項の規定による廃止の届出をしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営

の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十三条第八号中「建設業務労働者就業機会確保契約」を「送出労働者の新たな就業の機会の確保、送出労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の建設業務労働者就業機会確保契約」に改める。

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三

十條第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九^六、第四十八條第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号口、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

第三十条第三号 前二号

第一号

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三 第一項

その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者を派遣により日雇労働者(日々又は^{三十日}二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用に管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務^に以外の業務^にについては、その雇用する日雇労働者と認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、

その雇用する日雇労働者(日々又は^{三十日}二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。)

第三十六条	第六条第一号から第八号まで	建設労働法第三十二条第一号から第四号まで
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号又は第三号
第四十条の六第一項第四号	又は次節の規定により適用される法律の規定	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法(第六章(第四十四条を除く。))の規定に限る。)

第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条の二第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
	、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の九」に、「並びに第五十四条」を「第五十四条並びに附則第三項及び第六項」に改め、同条の表第四第三項の項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同表第三十四条第一項第二号、第三十

九条及び第四十条の六第一項第四号の項中「及び第二十九号」を「第二十九号及び第四十条の六第一項第四号の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第四号」に改め、同表第三十六号の項の次に次のように加える。
項第五号」に改め、同表第三十五号の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同表第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九号の二第一項の項を次のように改める。

第四十九条の二第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の十第一項	若しくは第四十条の九
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号又は第三号
第四十条の六第一項第四号	又は次節の規定により適用される法律の規定	若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法(第六章(第四十四条を除く。))の規定に限る。)

第四十四条の表第四十九号の二第一項の項中第四十条の六第一項を「第四十条の九第一項」に改める。
(港湾労働法の一部改正)

第十二条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十二条第四項中「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に改める。

第二十三条中、第二十六条第三項、第四十

八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の表第二十五号の項中「次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八号、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「第四十九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は二十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすお	その雇用する日雇労働者(日々又は二十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。)
------------	--	--

それがないと認められる業務として
政令で定める業務以外の業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、

第二十三条の表第三十六条第六号の項の次に次のように加える。

第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号
--------------	---------	--

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

第四十九条第一項	(第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。)	(業務の範囲等に関する規定を除く。)
第四十九条の二第一項	、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の五
、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項	

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並

並びに附則第五項及び第六項の規定は」に改め、同条の表第四十八条第三項の項中「第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五条の項中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の九」に、「並びに第五十四条を、第五十四条並

びに附則第五項及び第六項」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改

第四十九条の二第一項	、第四十条の九若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の九
------------	----------------------	------------

第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号(同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号
--------------	---------	--

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

(職業安定法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

- 職業安定法第四十六条第六項
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十一条第二号及び第三号
- 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十五第二項

め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

- 四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表
- 五 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第十三条
- 六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の六十七の項
- 七 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第八条第一項
- 八 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十号の十一
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)別表第三十八号
- 十 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)第七條第一項
- 十一 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第九条第一項第四号

十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第四十八号

十三 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第二項第二号

十四 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第四十五条第五号

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十二年法律第七十九号)第二条第五項

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(届出が有料職業紹介事業の許可とみなされる場合の当該届出の取扱い)

第三十四条の二 別表第一第八十一号の規定により職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の有料の職業紹介事業の許可とみなされる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十二条第二項(業務等)の規定による届出については、これを当該許可に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

別表第一第八十一号中

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港
湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは
建設業務労働者就業機会確保事業の許可

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港
湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは
建設業務労働者就業機会確保事業の許可

(注)高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項
(業務等)の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定
法第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の規定による許可
とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の
許可とみなす。

十二年法律第百四十一号)及び「(有料職業紹介事業の許可)」を削り、同号(二)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

投票者氏名

日程第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二七名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石井 一君	石橋 通宏君
一川 保夫君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	主演 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田城 郁君	田中 直紀君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	玉置 一弥君

辻 泰弘君	津田弥太郎君
徳永 エリ君	外山 斎君
徳永 久志君	友近 聡朗君
直嶋 正行君	中村 哲治君
難波 奨二君	はた ともこ君
白 眞勲君	姫井由美子君
平山 幸司君	広野ただし君
藤末 健三君	藤谷 光信君
藤原 正司君	藤山 康江君
舟山 康江君	牧山ひろえ君
松井 孝治君	松野 信夫君
水岡 俊一君	森 ゆうこ君
柳澤 光美君	山根 隆治君
米長 晴信君	愛知 治郎君
赤石 清美君	石井 準一君
石井 準一君	石井みどり君
磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	

上野 通子君	大家 敏志君	山本 順三君	吉田 博美君	日程第二 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	二九名	沢村 元子君	津田弥太郎君
大江 康弘君	岡田 直樹君	義家 弘介君	若林 健太君		足立 信也君	相原久美子君	辻 泰弘君	外山 斎君
岡田 広君	加治屋義人君	脇 雅史君	渡辺 猛之君		有田 芳生君	池口 修次君	徳永 エリ君	徳永 久志君
片山さつき君	金子原二郎君	秋野 公造君	荒木 清寛君		石井 一君	石橋 通宏君	轟木 利治君	友近 聡朗君
川口 順子君	岸 宏一君	石川 博崇君	魚住裕一郎君		一川 保夫君	岩本 司君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
岸 信夫君	北川イツセイ君	加藤 修一君	草川 昭三君		植松恵美子君	梅村 聡君	中谷 智司君	中村 哲治君
熊谷 大君	小泉 昭男君	木庭健太郎君	白浜 一良君		江崎 孝君	江田 五月君	長浜 博行君	難波 奨二君
小坂 憲次君	佐藤 信秋君	竹谷とし子君	谷合 正明君		小川 勝也君	小川 敏夫君	西村まさみ君	はた ともこ君
佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	長沢 広明君	西田 実仁君		尾立 源幸君	大河原雅子君	羽田雄一郎君	白 眞敷君
山東 昭子君	島尻安伊子君	浜田 昌良君	松 あきら君		大久保 勉君	大久保潔重君	林 久美子君	姫井由美子君
末松 信介君	鈴木 政二君	山口那津男君	山本 香苗君		大島九州男君	大塚 耕平君	平野 達男君	平山 幸司君
世耕 弘成君	関口 昌一君	山本 博司君	横山 信一君		加賀谷 健君	岡崎トミ子君	福田 哲郎君	藤末 健三君
伊達 忠一君	高階恵美子君	渡辺 孝男君	上野ひろし君		風間 直樹君	金子 恵美君	藤田 幸久君	藤谷 光信君
谷川 秀善君	塚田 一郎君	江口 克彦君	小野 慎司君		金子 洋一君	神本美恵子君	藤本 祐司君	藤原 正司君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	小野 次郎君	川田 龍平君		川合 孝典君	川上 義博君	藤原 良信君	藤原 康江君
中曾根弘文君	中西 祐介君	桜内 文城君	柴田 巧君		川崎 稔君	北澤 俊美君	前川 清成君	前田 武志君
中原 八一君	中村 博彦君	寺田 典城君	中西 健治君		小林 正夫君	小見山幸治君	松井 孝治君	増子 輝彦君
中山 恭子君	二之湯 智君	松田 公太君	水野 賢一君		郡司 彰君	小西 洋之君	松野 信夫君	水戸 将史君
西田 昌司君	野上浩太郎君	井上 哲士君	市田 忠義君		川崎 稔君	小西 洋之君	森 ゆうこ君	安井美沙子君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	紙 智子君	田村 智子君		行田 邦子君	興石 東君	柳澤 光美君	柳田 稔君
橋本 聖子君	林 芳正君	大門実紀史君	山下 芳生君		今野 東君	佐藤 公治君	山根 隆治君	吉川 沙織君
福岡 資麿君	藤井 孝男君	福島みずほ君	又市 征治君		斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	米長 晴信君	蓮 舫君
藤井 基之君	藤川 政人君	山内 徳信君	吉田 忠智君		芝 博一君	主濱 了君	愛知 治郎君	有村 治子君
古川 俊治君	牧野たかお君	亀井亜紀子君	自見庄三郎君		榎葉賀津也君	鈴木 寛君	赤石 清美君	石井 浩郎君
松下 新平君	松村 祥史君	浜田 和幸君	森田 高君		田城 郁君	田中 直紀君	石井 準一君	磯崎 仁彦君
松村 龍二君	松山 政司君	荒井 広幸君	外添 要一君		高橋 千秋君	武内 則男君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
丸川 珠代君	丸山 和也君	平山 誠君	横峯 良郎君		谷 博之君	谷 亮子君	岩井 茂樹君	岩城 光英君
三原じゅん子君	水落 敏栄君	糸数 慶子君	尾辻 秀久君		谷岡 郁子君	玉置 一弥君	宇都 隆史君	上野 通子君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	長谷川大紋君						
森 まさこ君	山崎 力君							
山崎 正昭君	山田 俊男君							
山谷えり子君	山本 一太君							

反対者氏名

○名

衛藤 晟一君	大家 敏志君
大江 康弘君	岡田 直樹君
岡田 広君	加治屋義人君
片山さつき君	金子原二郎君
川口 順子君	岸 宏二君
岸 信夫君	北川イッセイ君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
橋本 聖子君	林 芳正君
福岡 資麿君	藤井 孝男君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三原じゅん子君	水落 敏榮君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
森 まさこ君	山崎 力君
山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君

反対者氏名

○名

山本 順三君	吉田 博美君
義家 弘介君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	草川 昭三君
木庭健太郎君	白浜 一良君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	松 あきら君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
渡辺 孝男君	上野ひろし君
江口 克彦君	小熊 慎司君
小野 次郎君	川田 龍平君
桜内 文城君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	水野 賢一君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	田村 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君
福島みずほ君	又市 征治君
山内 徳信君	吉田 忠智君
亀井亜紀子君	自見庄三郎君
浜田 和幸君	森田 高君
荒井 広幸君	舩添 要一君
平山 誠君	横峯 良郎君
糸数 慶子君	尾辻 秀久君
長谷川大紋君	

日程第三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百八十回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石井 一君	石橋 通宏君
一川 保夫君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
行田 邦子君	興石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田城 郁君	田中 直紀君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	玉置 一弥君

ツレンメルテ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 エリ君	徳永 久志君
轟木 利治君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	はたともこ君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平野 達男君	平山 幸司君
広田 一君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松野 信夫君	水戸 将史君
水岡 俊一君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舩君
愛知 治郎君	青木 一彦君
赤石 清美君	有村 治子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井みどり君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君

衛藤 晟一君	大家 敏志君
大江 康弘君	岡田 直樹君
岡田 広君	加治屋義人君
片山さつき君	金子原二郎君
川口 順子君	岸 宏一君
岸 信夫君	北川イッセイ君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	島尻安伊子君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	中山 恭子君
二之湯 智君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 孝男君	藤井 基之君
藤川 政人君	古川 俊治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三原じゅん子君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	森 まさこ君
山崎 力君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君

吉田 博美君	義家 弘介君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
草川 昭三君	木庭健太郎君
白浜 一良君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
松 あきら君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	渡辺 孝男君
自見庄三郎君	浜田 和幸君
森田 高君	荒井 広幸君
舩添 要一君	横峯 良郎君
尾辻 秀久君	長谷川大紋君

反対者氏名

上野ひろし君	江口 克彦君
小熊 慎司君	小野 次郎君
川田 龍平君	桜内 文城君
柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	松田 公太君
水野 賢一君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
田村 智子君	大門実紀史君
山下 芳生君	福島みずほ君
又市 征治君	山内 徳信君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君
糸数 慶子君	

二三名

東日本大震災一周年追悼式に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月十三日

参議院議長 平田 健二殿

大江 康弘

東日本大震災一周年追悼式に関する質問主意書

平成二十四年三月十一日の政府主催の東日本大震災一周年追悼式には、退院間もなくお身体具合も万全ではないとの様子も伝わる中、天皇陛下が強い想いで皇后陛下と共にご出席をされ、被災地の皆さんを勇気づけられたことは、出席をした国民の一人として深い感銘を受けた。

同時に、当日の式典には、この一年間、震災後から復旧、復興に向けて進んでいく中で、力強く応援していただいた世界各国の駐日大使をはじめ国際関係機関の代表の方々も多く出席をされていた。

ただ、私は式典中、大変不思議に思った一件があり、式典後、私が見たことに間違いがあつてはいけないと考え、事実を確認したところ、その一件に大変憤りを覚えた。それは、今回の式典における中華民国(台湾)に対する政府の対応である。

日本は不幸にも今から四十年前、時の政権であつた田中角栄内閣が一方的に中華民国(台湾)との外交関係を終了し、中華人民共和国との国交を優先させた。

以来四十年、日本と中華民国(台湾)とは正式な外交関係こそ確立してはいなかったが、この日・

台間の繋がりを大切だと認識される先人、先輩の皆さんの努力の積み重ねで、どの国家との関係よりも深い絆で結ばれてきたと認識している。

同時に、今の中華民国(台湾)の皆さんが、最も信頼し好きな国は第一に日本であるということを開かされる度に、感謝の気持ちで一杯である。

そのような中華民国(台湾)には昨年の大震災後、約二百億余円の義援金や人的支援をいただき、日本国民はその事実に対し、大いに感謝をしてきたところである。

しかし、今回、政府は本追悼式を挙行するにあたり、中華民国(台湾)に対して出席案内はしたものの、その対応は全く不誠実であつたといふ言いがたない。

三月十二日の参議院予算委員会において、自民党・世耕弘成議員がこの問題に対して二点質問を行った。答弁に立った藤村修官房長官は、この事実を全く把握しておらず、政府として無責任な答弁に終始したことは、本当に情けない限りである。

そこで、以下、本追悼式における政府の中華民国(台湾)への対応について厳しく指摘し、その事実関係等を質したい。

一 本追悼式の開催に際し、政府は中華民国(台湾)に対しては、どのような宛名で案内状を出したのか、また、その宛先はどこから明かされたのか。

二 中華民国(台湾)代表の会場での着席場所は何処だったのか。また、何故、そのような場所になつたのか。

三 献花の際には何故、名前を呼んでの指名献花でなかったのか。中国政府に気兼ねをして名前

が呼ばなかったのか。せめて、案内状の宛名で、指名献花をしていただくことが応援をしてくれた中華民國(台湾)に対する誠意ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 本追悼式の目的は、大震災から一年を迎え、心温まる応援、支援をしていただいた世界各国の人々に感謝と御礼を申し上げるとともに、国民が心を一つにして復旧・復興に向けて頑張っていくという誓いを立てることであると認識するが、この式典には政治的な思惑があったのか、政府の見解を示されたい。また、何故、中華民國(台湾)がこのような酷い扱いを受けなければならなかったのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月二十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員大江康弘君提出東日本大震災一周年追悼式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大江康弘君提出東日本大震災一周年追悼式に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、日台間の台湾側民間窓口機関である駐日台北経済文化代表事務所に対し、同事務所代表宛ての案内状を提出したところである。

二から四までについて

台湾は、我が国との間で緊密な経済関係と人的往来を有する重要な地域であり、政府として

は、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの我が国の基本的立場を踏まえ、日台間の実務関係が着実に発展していくことを期待している。

東日本大震災一周年追悼式(以下「追悼式」という。)については、東日本大震災一周年に際し、国としてその犠牲者を追悼することを目的とするものであるが、御指摘のとおり、海外からの支援に対する謝意を表明するという趣旨も有するものであり、台湾の人々からの友情あふれる支援への感謝を伝えるため、台湾を代表する民間関係者として駐日台北経済文化代表事務所関係者を招待したところである。

追悼式においては、同事務所関係者は他の民間関係者と同様に、会場の二階に着席し、献花されたものと承知しているが、同事務所関係者による献花に際して、台湾の人々の気持ちを傷つけるようなことがあったとすれば、それは我が国政府としての本意ではない。また、東日本大震災に際しての台湾からの多大な支援に対しては我が国として深く心から感謝しているところであり、同事務所関係者へのこのような対応については、配慮が足りなかったと考えている。

東京外郭環状道路の建設に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月十四日

福島みずほ

参議院議長 平田 健二殿

東京外郭環状道路の建設に関する質問主意書

東京外郭環状道路(以下「外環道」という。)の建設については、政府の行政刷新会議における事業仕分けで廃止と判定されるなど、その整備費が高額であるために建設が一時凍結された。しかし、その後、災害時の代替ルート確保の必要性から、公共インフラの整備の必要性が高まり、総事業費が一兆円を超える当該建設事業に予算が再度計上され始めている。

東日本大震災からの復興に係る予算の捻出が叫ばれている中、なぜ不要不急の大規模公共事業に着手し、将来の世代に大きな借金を残す工事を開始しなければならないのか大いに疑問である。そこで、以下質問する。

一 東日本大震災における地震及び津波により壊滅的な被害を受けた地域の復興、そして、東京電力福島原発事故により放射能汚染を受けた地域の除染こそ、最優先に進めるべきであり、外環道の建設事業に予算を充てるべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 外環道の建設費用について

1 報道によれば、外環道の建設に係る総事業費は一兆二千八百億円になると言われている。一キロメートル当たりの建設費用について、一般の高速道路の平均建設費用と外環道の建設費用をそれぞれ示されたい。

2 政府はこの高額と言われる外環道の建設費用の回収には、通行料金から得られる収入で何年かかると試算しているか。高速道路の維持管理費に対する税財源の投入の有無等の前提条件を含めて、当該試算の具体的な根拠を

示されたい。また、その際、今後の日本の人口は五十年後に三割ほど減少するとの予測があるが、当該試算においてその点を考慮しているのか、併せて説明されたい。

三 外環道の耐震性について

1 外環道の耐震設計基準は、マグニチュード七・五を想定していると聞が、これは事実か。東日本大震災と同規模のマグニチュード九を前提として、耐震性、地下四十メートルを走行する車両に必要な脱出路の設置、火災発生時の避難方法など設計方針を変更しなければならぬと考えるが、政府の現時点の設計方針を示されたい。また、今後、設計方針を見直す予定があるか、政府の方針を示されたい。

2 外環道を走行する車両が地下トンネルから地上に出るポイントには、インターチェンジ及びジャンクションである。特に、ジャンクションは接続する東名高速及び中央道が高架方式であるため、地下四十メートルから地上二十メートル余りまでがつながる橋梁方式で建設されることとなる。この橋梁方式は、構造上、地震の影響を受けやすいが、東日本大震災と同規模のマグニチュード九の地震やマグニチュード七クラスの直下型地震が発生した場合において、政府はジャンクションやインターチェンジが崩落する可能性をどのように考えているのか。また、閉じ込められたトンネル内でパニックが発生する危険性や、追突事故及びトンネル内火災が発生する危険性に対する具体的な対応策を示されたい。

三 鷹、武蔵野及び調布各市の飲料水の半分以上

上は地下水による。これらの地域の住民は地下水の汚染を危惧しているが、この外環道の建設により、地下水の汚染を誘発することはないのか、政府の見解を示されたい。また、予測される地下水の汚染の程度及び規模を示すとともに、政府が検討する具体的な防護策及び対応策を明らかにされたい。

五 八の釜(やのかま)憩いの森(練馬区東大泉)は、練馬区登録の天然記念物である。この外環道の建設により、天然記念物である森が消失することはないのである。また、森が消失することはないとすれば、その理由は何か。さらに、政府が検討する天然記念物を保存するための具体的な対策を示されたい。

六 三宝寺池(練馬区石神井台)には、東京では珍しい沼沢植物が生育しており、一九三五年に「三宝寺池沼沢植物群落」として国の天然記念物に指定されている。この外環道の建設により、池の水が枯渇し、天然記念物が消失することはないのか。また、池の水が枯渇し、天然記念物が消失することがないとすれば、その理由は何か。さらに、政府が検討する天然記念物を保存するための具体的な対策を示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月二十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿
参議院議員福島みずほ君提出東京外郭環状道路の建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出東京外郭環状道路の建設に関する質問に対する答弁書
一について
政府としては、東日本大震災からの復旧・復興は優先課題であると認識しているとともに、首都圏の慢性的な渋滞の緩和及び首都直下地震等の災害発生時の避難や救助、その後の復旧活動等のためには、東京外かく環状道路の整備が必要であると認識している。

二の1について
東京外かく環状道路のうち東京都練馬区から同都世田谷区までの区間(以下「東京外環(関越・東名)」という。)のキロメートル当たりの事業費は約七百九十一億円と見込んでおり、供用中の高速自動車国道の一キロメートル当たりの事業費の平均は、約四十二億円である。

二の2について
お尋ねの「試算」は行っていないが、国土交通省においては、今後の自動車交通量の減少等を踏まえ、料金水準、管理費等に係る一定の条件の下で、東京外環(関越・東名)の事業費一兆二千八百二十億円のうち一割から三割程度は料金収入で償還することが可能であると試算し、平成二十一年四月二十七日の第四回国土開発幹線自動車道建設会議において、お示したところである。

三について
東京外環(関越・東名)の耐震設計については、公益社団法人土木学会が発行する「トンネル標準示方書」及び「道路橋示方書」(平成二十四年二月十六日付け国都街第九十八号・国道企第八十七号国土交通省都市局長及び道路局長通達

別添)に基づき、これまでに発生した大規模なプレート境界型の地震動及び内陸直下型の地震動の双方に対し、所要の耐震性能を確保することとしている。

また、火災その他の事故等が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、「道路トンネル非常用施設設置基準」(昭和五十六年四月二十一日付け都街発第十四号・道企発第十四号建設省都市局長及び道路局長通達別添)に基づき、消火設備や避難誘導設備等を設置することとしている。

四について

平成十九年三月に東京都が実施した東京外環(関越・東名)の環境影響評価(以下単に「環境影響評価」という。)において、東京外環(関越・東名)が整備されることにより、地盤及び地下水が酸性化したり、酸性化に伴いガスが発生することはないため、地下水の水質は保全されると予測されている。なお、事業実施段階においては、地元の区及び市等の関係機関と協議し、地下水及び土壌の汚染状況等を詳細に調査した上で、水質試験の追加実施の必要性について検討することとしている。

五について

環境影響評価において、東京外環(関越・東名)が整備されることにより、八の釜憩いの森は消失すると予測されている。なお、東京都練馬区登録の天然記念物である「八の釜の湧き水」も含めた八の釜憩いの森の環境保全措置については、地元の区及び市等の関係機関と協議の上、地元住民等の意見を聴きながら、検討を進めることとされており、現在、地形の変更を極

力少なくするよう検討しているところである。
六について
環境影響評価において、東京外環(関越・東名)が整備されることにより、石神井公園における地下水の水位の変化及びそれに伴う池沼の水位の変化はほとんど生じないことから、同公園内の三宝寺池沼沢植物群落が成立する生育環境は保全されると予測されている。

政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月十五日

参議院議長 平田 健二殿

水野 賢一

政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問主意書

政府が調達した電気や東京電力の応札等について、以下質問する。

一 各府省の本府省庁舎が平成二十二年及び二十三年度に使用した電気のうち、どの部分について入札が行われ、どの部分は入札が行われなかったのか、具体的に明らかにされたい。また、入札が行われたものについては応札者、落札者、落札金額及び契約期間を具体的に明らかにされたい。

二 平成二十二年及び二十三年において、全国にある各府省の本府省以外の庁舎・施設が調達する電気に関し入札を行ったもののうち、東京電力が応札したもののについて、庁舎・施設の

名称、落札者、落札金額及び契約期間を具体的に明らかにされたい。

三 平成二十二年度及び二十三年度に応札していた東京電力が、平成二十四年度の政府の電力調達の入札に参加していないことについて、政府の見解を示されたい。

四 今後政府が調達する電気に関し、東京電力福島第一原子力発電所事故の加害企業というべき東京電力に入札の資格があるのか、政府の見解を示されたい。

五 各府省の本省庁舎における平成二十二年度及び二十三年度(平成二十三年年度については直近の平成二十四年二月末まで)の電気の使用量及び電気代について、合計の数値と府省ごとの数値をそれぞれ具体的に明らかにされたい。

六 平成二十二年度及び二十三年度(平成二十三年年度については直近の平成二十四年二月末まで)において、全国にある各府省の本省庁舎以外の庁舎・施設における電気の使用量及び電気代について、合計の数値と府省ごとの数値をそれぞれ具体的に明らかにされたい。

七 政府は電気代の支出を抑えるために、どのような取組を行っているのか、今後の方針と併せて示されたい。

平成二十四年三月二十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員水野賢一君提出政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問に対する答弁書

一について

各府省等の本省庁舎において平成二十二年度に使用した電気の調達に当たって、一般競争入札が行われたものについて、①府省等名、②庁舎の名称、③応札者、④落札者、⑤契約金額、⑥契約期間をお示しすると、次のとおりである。

①人事院 ②中央合同庁舎第五号館別館 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤三千二百二十八万二千二百九十二円 ⑥平成二十一年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

①内閣府 ②内閣府本省庁舎 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤四千七百二十四万四千四百八十六円 ⑥平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①内閣府 ②内閣府本省庁舎別館 ③株式会社エネット、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤九百五十二万八千八百八十九円 ⑥平成二十二年四月一日から同年九月三十日まで

①内閣府 ②内閣府本省庁舎別館 ③株式会社エネット、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤九百六十五万五千七百四十九円 ⑥平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①内閣府 ②永田町合同庁舎 ③株式会社エネット、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤千二百四十二万三千三百二十七円 ⑥平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①宮内庁 ②宮内庁本省庁舎(宮内庁本省庁舎以外の皇居を含む) ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、新日本石油株式会社、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④丸紅株式会社 ⑤八千七百八万三千九百八十五円 ⑥平成二十二年二月一日から平成二十三年一月三十一日まで

①総務省 ②中央合同庁舎第二号館 ③株式会社エネット、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤二億五千四百五十万六千円 ⑥平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日まで

①総務省 ②総務省統計局 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤八千八百五十七万七千二百八十八円 ⑥平成二十二年三月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①法務省 ②中央合同庁舎第六号館 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④丸紅株式会社 ⑤三億六千四百七十九万九千七百七十九円 ⑥平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①外務省 ②外務省本省庁舎 ③株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤一億七千三百二十二万六千九百二十四円 ⑥平成二十二年五月一日から平成二十三年四月三十日まで

月一日から平成二十三年四月三十日まで

①財務省 ②財務省本省庁舎 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④イーレックス株式会社 ⑤一億八百七十八万八千九百九十円 ⑥平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日まで

①財務省 ②中央合同庁舎第四号館 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④イーレックス株式会社 ⑤一億二千九百三十万五千七百七十円 ⑥平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日まで

①厚生労働省 ②中央合同庁舎第五号館 ③株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤二億七千二百三十三万六千六百九十九円 ⑥平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①農林水産省 ②中央合同庁舎第一号館 ③エネサンプ株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤一億四千九百九十五万三千三百七十七円 ⑥平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①経済産業省 ②経済産業省本省庁舎 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④丸紅株式会社 ⑤一億九千五百八十三万二千五百九十九円 ⑥平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

①国土交通省 ②中央合同庁舎第三号館 ③

株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社F-Power ⑤一億五千七百九十二万六千六百六十円 ⑥平成二十二年二月一日から平成二十三年一月三十一日まで

①防衛省 ②防衛省市ヶ谷庁舎 ③東京電力株式会社 ④東京電力株式会社 ⑤十億六千六百五十九万六千七百四十円 ⑥平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで
また、一般競争入札が行われなかったものについて、①府省等名、②庁舎の名称をお示しすると、次のとおりである。

①内閣官房 ②総理大臣官邸
各府省等の本府省庁舎において平成二十三年度に使用した電気の調達に当たって、一般競争入札が行われたものについて、①府省等名、②庁舎の名称、③応札者、④落札者、⑤契約金額、⑥契約期間をお示しすると、次のとおりである。

①人事院 ②中央合同庁舎第五号館別館 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社F-Power ⑤三千二百九十九万四千四百一十円 ⑥平成二十二年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで
①内閣府本府 ②内閣府本府庁舎 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、昭和シェル石油株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤四千六百七十九万九千九百六十四円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
①内閣府本府 ②内閣府本府庁舎別館 ③株

式会社エネット、株式会社F-Power、昭和シェル石油株式会社 ④昭和シェル石油株式会社 ⑤千八百五十三万三千三百三十九円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

①内閣府本府 ②永田町合同庁舎 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、昭和シェル石油株式会社 ④イーレックス株式会社 ⑤千四百三十三万六千八百八十円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

①宮内庁 ②宮内庁本府庁舎(宮内庁本府庁舎以外の皇居を含む) ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、JX日鉱日石エネルギー株式会社、ダイヤモンドパワール株式会社、丸紅株式会社 ④JX日鉱日石エネルギー株式会社 ⑤八千二百六十六万八千八百八十六円 ⑥平成二十三年二月一日から平成二十四年一月三十一日まで

①総務省 ②中央合同庁舎第二号館 ③株式会社エネット、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤二億六千七百三十四万四千八百八十二円 ⑥平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日まで

①総務省 ②総務省統計局 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット ④イーレックス株式会社 ⑤七千四百九十九万三千七百十円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
①法務省 ②中央合同庁舎第六号館 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、昭和シェル石油株式会社、

丸紅株式会社 ④株式会社F-Power ⑤三億五千三百八十八万九千五百六十四円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

①外務省 ②外務省本省庁舎 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤一億七千四百六十一万六千六百五十六円 ⑥平成二十三年五月一日から平成二十四年四月三十日まで

①財務省 ②財務省本省庁舎 ③東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④丸紅株式会社 ⑤一億二千九百八十八万六千四百四十円 ⑥平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日まで

①財務省 ②中央合同庁舎第四号館 ③東京電力株式会社、丸紅株式会社 ④丸紅株式会社 ⑤一億二千三百九十九万三千四百三十二円 ⑥平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日まで

①厚生労働省 ②中央合同庁舎第五号館 ③株式会社エネット、東京電力株式会社 ④株式会社エネット ⑤二億五千三百六十四万三千四百三十円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

①農林水産省 ②中央合同庁舎第一号館 ③株式会社エネット ④株式会社エネット ⑤一億六千五百五十二万五千四百七十七円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

①経済産業省 ②経済産業省本省庁舎 ③イーレックス株式会社、株式会社エネット、株式会社F-Power、昭和シェル石油株式会

社、丸紅株式会社 ④昭和シェル石油株式会社 ⑤一億八千六百五十万七千九百二十六円 ⑥平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

①国土交通省 ②中央合同庁舎第三号館 ③株式会社エネット、株式会社F-Power ④株式会社エネット ⑤一億七千八百八十八万九千九百九十九円 ⑥平成二十三年二月一日から平成二十四年三月三十一日まで

①防衛省 ②防衛省市ヶ谷庁舎 ③株式会社エネット、株式会社F-Power、東京電力株式会社 ④東京電力株式会社 ⑤九億六千八百八十四万三千九百五十円 ⑥平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日まで

また、一般競争入札が行われなかったものについて、①府省等名、②庁舎の名称をお示しすると、次のとおりである。

①内閣官房 ②総理大臣官邸

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えするのは困難である。

三について

東京電力株式会社が各府省等の庁舎等の電気の調達に係る一般競争入札に参加するか否かについては、同社が決定する事柄であると認識しており、政府としてお答えする立場にない。

四について

東京電力株式会社は、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第七十二条の規定に基づき一般競争入札に参加する者に必要なものとして定められた全省庁統一競争参加資格について、東北、関東・甲信越及び東海・北

陸地域において平成二十五年三月三十一日まで
の期間有効な資格を有するとともに、当該資格
の「A」等級に格付けされており、同社は、原則
として、同令第七十条又は第七十一条の規定に
該当しない限り、一般競争入札に参加すること
ができる。

五について

各府省等の本府省庁舎における平成二十二
年度の①電気の使用量及び②電気料金について、
各府省等ごとにお示しすると、次のとおりであ
る。

会計検査院 ①五百四十八万五千二キロワッ
ト時 ②六千九百四十五万三千四十一円
内閣官房 ①千二百九十七万七千七百七十六キ
ロワット時 ②一億三千三百二十四万七千七百六
円
内閣法制局 ①六十万四千四百四十キロワッ
ト時 ②八百三十万九千九百八十八円
人事院 ①百六十四万四千四百二十二キロワッ
ト時 ②二千七百八十二万九千九百十円
内閣府本府 ①九百八十八万八千五百六十七キ
ロワット時 ②一億三千七百四十一万九千五百
八十七円
宮内庁 ①九十万三千三百九十八キロワット時
②千三百一十一万三千三百六十六円
公正取引委員会 ①百九十七万六千六百四十四キ
ロワット時 ②三千十五万八千八百六十四円
警察庁 ①四百五十三万九千三百四十四キロワッ
ト時 ②六千三百三十五万三千六十円
金融庁 ①五百五十三万六千九百三十キロ
ワット時 ②七千一百一十八万二千二百六十八円
消費者庁 ①五十六万三千三百三十七キロワッ
ト時 ②千四百六十六万二千二百四十五円

総務省 ①千六十八万八千二百二十八キロワッ
ト時 ②一億六百三十五万五千七百七十五円

法務省 ①千六百二十一万三千九百八十四キ
ロワット時 ②二億二千五百六十六万六千九百
七十四円

外務省 ①千二百二十六万三千三百八十四キ
ロワット時 ②一億五千五百八十八万七千六百四
円

財務省 ①九百八十八万六千二百四十四キロワッ
ト時 ②一億二千二百四十二万九千三百八十三円

文部科学省 ①九百二十八万五千六百十四キ
ロワット時 ②一億七千七百五十六万八千三百十
四円

厚生労働省 ①千二百七十四万四千三百五十五キ
ロワット時 ②一億六千四百八十二万二千八百三
十二円

農林水産省 ①八百八十一万五千九百九十六キ
ロワット時 ②一億二千七百五十五万九千九百三
十二円

経済産業省 ①千八百八十五万八千五百五十二
キロワット時 ②一億六千七百六十六万六千六百
八十九円

国土交通省 ①千五百三十二万七千五百二十
三キロワット時 ②二億二千三百四十四万四千
五十五円

環境省 ①二百七十一万九千九百九十六キロ
ワット時 ②三千四百五十七万二千二百五十五円

防衛省 ①六千五百八十八万五千三百三十三キ
ロワット時 ②八億九千九百八十八万九千九百十八
円

また、これらの合計は、電気の使用量が二億
千五百五十二万七千九百九十九キロワット時、電気料金
が二十八億二千八百六十九万九千九百二十六円であ
る。

各府省等の本府省庁舎における平成二十三年
四月から平成二十四年二月まで（復興庁につい
ては平成二十四年二月十日から同月末日まで）
の間の①電気の使用量及び②電気料金につい
て、各府省等ごとにお示しすると、次のとおり
である。

会計検査院 ①四百六十二万二千三百八十四
キロワット時 ②六千四百七十七万四千三百六十四
円

内閣官房 ①八百五十一万九百六十八キロ
ワット時 ②一億五千四百四十八万八千八百八十
円

内閣法制局 ①四百四十九万九千九百九十九キ
ロワット時 ②七百三十四万四千四百四十一円

人事院 ①百九十九万六千六百七十八キロワッ
ト時 ②二千三百二十四万六千五百七十七円

内閣府本府 ①六百七十一万四千六百六十一
キロワット時 ②一億五千五百四十二万五千八百
八十八円

宮内庁 ①四十八万七千九百九十六キロワッ
ト時 ②八百三十九万七千七百十四円

公正取引委員会 ①百七十七万八千八百七十
三キロワット時 ②二千七百八十八万四千六百九
十一円

警察庁 ①三百四十九万二千七百七十キロワッ
ト時 ②五千六百六十三万六千九百五十六円

金融庁 ①四百二十六万三千七百七十四キロ
ワット時 ②五千九百九十五万二千二百七十七円
消費者庁 ①三十七万二千三百三十四キロ
ワット時 ②七百四十六万六千八百三十三円
復興庁 ①六千三百七十七キロワット時 ②九万
五千四百四十二円

総務省 ①八百三十一万七千七百三十九キロ
ワット時 ②九千九百九十九万八千八百五十円

法務省 ①千四百四十五万五千五百五十五キ
ロワット時 ②一億七千四百八十八万九千七百三十八円

外務省 ①千一百二十三万三千三百三十二キ
ロワット時 ②一億四千九百九十九万九千九百六十
円

財務省 ①七百七十七万五千四百五十八キ
ロワット時 ②一億四千六百三十四万九千三百三
十三円

文部科学省 ①七百三十一万六千五百八十九
キロワット時 ②一億四千四百五十五万三千九百二
十八円

厚生労働省 ①千三百三十三万二千二百八十七キ
ロワット時 ②一億四千五百三十二万八千二百九
十八円

農林水産省 ①六百八十三万二千五百五十六キ
ロワット時 ②一億三千三百五十一万二千八百八
十八円

経済産業省 ①八百二十万八千八百三十二キ
ロワット時 ②一億三千七百七十七万四千二百三
十四円

国土交通省 ①千九百九十九万六千六百八十九
キロワット時 ②二億六千四百四十八万八千七百
九十九円

環境省 ①二百三十三万八千七百九十九キ
ロワット時 ②三千三百九十九万八千二百九十五
円

防衛省 ①五千五百六十九万五千八百九十キ
ロワット時 ②七億七千四百二十九万三千七百
三十九円

また、これらの合計は、電気の使用量が一億
七千三百三十五万九千二百十キロワット時、電気
料金が二十五億二千七百七十四万九千八百五十
五円である。

六について
お尋ねについては、調査に膨大な作業を要す
ることから、お答えするのは困難である。

七について

各府省等において、一般競争入札により電気の調達を行うことのほか、従来より、地球温暖化防止や省エネルギー等の観点から、空調温度設定の適正化、空調機器の効率運用、照明の減灯、電力を使用する事務機器等の使用抑制等により使用電力の削減に努めることを通じて、電気の支出の抑制に取り組んでいるところであり、今後ともこれらの取組等を続けてまいりたい。

独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月十六日

衛藤 晟一

参議院議長 平田 健二殿

独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問主意書

戦後、核家族化が進んだ結果、独居老人の数が年々増加しており、厚生労働省の統計によると平成二十二年には六十五歳以上の単身世帯数が五百万を超えた。近年、テレビ等で独居老人等の孤独死が報道され社会問題となつていところ、独居老人等の孤独死に対する政府の対応について、以下質問する。

一 政府は、独居老人の孤独死の数を把握しているか。把握している場合、その数を時系列で示されたい。

二 独居老人が孤独死した場合及び病院・老人施設等で亡くなった場合における、①家族・親族の有無の比率、②遺骨の引取り数、③家族・親族に引き取られない又は拒否された無縁仏の数及び④無縁仏の葬儀の執行数について、政府は把握しているか。把握している場合、その数を時系列で示されたい。また、把握していない場合、政府はこれらの統計を整備し、その実態を把握する必要があると考えるが、調査等を行う予定はあるか、今後の政府の方針を具体的に示されたい。

三 独居老人等の孤独死に対する政府の現在の対応状況を示されたい。併せて、この問題が深刻化する中で政府の対応は急務と考えるが、今後の政府の対応策を具体的に示されたい。

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 岡田 克也

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員衛藤晟一君提出独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衛藤晟一君提出独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十三年版高齢社会白書では、「孤立死（孤独死）」について、「誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置される」場合として記述しているが、孤立死については明確な定義がないこと等から、お尋ねの数及び比率について、現時点では把握しておらず、お答えすることは困難である。今後、孤立死の問題に関して必要な施策を検討する中で、孤立死の実態把握の方法等についても調査研究を進めていきたい。

三について

一人暮らしの高齢者等の孤立死を防止するためには、支援を必要とする高齢者等の状況を地方公共団体が適切に把握し、必要な支援が行われることが重要である。

そのため、政府としては、地方公共団体に対して、地方公共団体の福祉部局と電気事業者、ガス事業者等との連携の強化等を要請するとともに、地域福祉等推進特別支援事業等の実施により、地域での高齢者等に対する見守り活動や民生委員及び児童委員等の関係機関の連携等を支援し、先進的な取組を地方公共団体等に対して広く情報提供しているところであり、今後とも、これらの取組を進めていきたい。

原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月十六日

参議院議長 平田 健二殿

浜田 昌良

原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問主意書

原子力規制庁の本年四月一日からの発足が危ぶまれている。その背景には、そもそも無理のあるスケジュールであったことともに、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の黒川清委員長が、本年二月二日、「原子力組織改革法案等の閣議決定に関する国会事故調査委員長声明」を発表し、「調査を行っている最中であるにもかかわらず、政府が「組織の在り方」を定めた法案を決定したことは、私には理解できません」と述べたことが挙げられる。同委員会は法律に基づき国会に設置され、今般の事故を踏まえた「行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うことを任務の一つとしており、同委員長の抗議は当然のこととして受け止められるべきである。政府は原子力規制庁の四月発足に固執すべきでない。

一方、原子力規制庁として計上（ただし、平成二十四年度予算においては「原子力安全庁（仮称）」として計上。以下同じ。）されている予算には原子力被災者健康確保・管理関連交付金等が含まれているが、原子力規制庁の発足の遅れによる、四月からのこれらの予算の執行が危惧されている。原子力規制庁の発足が、例えば秋以降に大きく遅れたとしても、現場の声を踏まえ、これらの緊急性の高い予算については早期に執行できるよう、政府として予算の執行体制の変更に必要な準備を予め検討していくことが、地元の不安を取り除くために重要であると考ええる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 平成二十四年度特別会計予算において、原子

力被災者健康確保・管理関連交付金(七億円)はエネルギー対策特別会計に計上されている。同特別会計は文部科学省、経済産業省及び環境省の三省共管とされており、環境省の外局としての設置が想定されている原子力規制庁もその中に含まれるものであるが、国会の議決は同特別会計予算における各項について、これら三省のうち特定の組織に執行させることを必ずしも指定するものではない。したがって、仮に予算を執行するための組織として想定される原子力規制庁が設置されない場合であっても、国会としては、これら三省のいずれかに属する組織が、当該予算を執行することを想定する限りにおいては、特別会計予算を修正する必要はないものと考えられるが、このような考え方に誤りがあるか、野田内閣の見解を明らかにされたい。

二 環境省の担当者が福島県に対し、「原子力規制庁の設置が四月から遅れると福島県健康管理基金の積み増しによる新生児の聴覚検査支援等の予算の執行が大幅に遅れる」と地元の不安を煽る発言を行ったと聞いているが、これは事実か。前記一の考え方に誤りがないと野田内閣が考えるのであれば、この発言について野田内閣としてどのように反省するのか。原子力被災者健康確保・管理関連交付金には福島県健康管理基金の積み増しが含まれており、原子力災害に起因する母体に対するストレスが胎児の健康に与える影響について不安が広がっている中、多くの妊婦等から新生児に対する聴覚検査等について強い要望があり、検査料を国が福島県に補助することになっている。同交付金を通じて

国からの検査の実施支援について、予算をまるで「人質」にするかのように原子力規制庁の拙速な設置を誘導しようとした当該職員を処分すべきであると考えるが、野田内閣の見解如何。

三 平成二十四年度一般会計予算において、原子力規制庁の所掌に係る一般事務等に必要な経費は、環境省所掌のうち「原子力安全庁」に計上されている。また、同予算総則第十四条には、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等があった場合における予算の移替え等の措置が規定されている。したがって、仮に、原子力規制庁が設置されない場合であっても、同庁の所管として計上されている予算は、同条の規定に基づき、その目的の実質に照らして最も適当な組織に移替え等を行うことにより執行することが可能であると考えられるが、このような考え方に誤りはあるか、野田内閣の見解を明らかにされたい。

四 前記一ないし三を踏まえ、原子力規制庁が仮に四月に発足できなくても同庁計上分の予算の執行が可能であり、そのために予算を修正する必要がないと確認された場合において、原子力被災者健康確保・管理関連交付金を平成二十四年度予算成立後、速やかに執行するためにどのような手続を行うことになるのか。地元の懸念を払拭するために、予算の移替え等から福島県への同交付金の交付に至るまでの具体的な手続について、それぞれの時期の見通しも含めて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年三月二十七日
内閣総理大臣臨時代理 岡田 克也
国 務 大 臣
参議院議長 平田 健二殿
参議院議員浜田昌良君提出原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘のとおりである。

二について
御指摘の「環境省の担当者が福島県に対し、「原子力規制庁の設置が四月から遅れると福島県健康管理基金の積み増しによる新生児の聴覚検査支援等の予算の執行が大幅に遅れる」と地元の不安を煽る発言を行」い、「予算をまるで「人質」にするかのように原子力規制庁の拙速な設置を誘導しようとした」という事実は把握していないが、そのような誤解を与えることのないよう、事実を正確に伝える努力を行ってまいりたい。

三について
御指摘のとおりであり、御指摘の経費に係る予算については、平成二十四年度一般会計予算総則第十四条に基づき移替えを行い、現行の関係省庁設置法に規定する所掌事務に基づき執行することができると考えている。

四について
御指摘の交付金に係る予算については、仮に

原子力規制庁が平成二十四年四月一日に設立されなかった場合は、同庁が設立されるまでの間、経済産業省において執行することとしている。

また、福島県への同交付金の交付時期については、同月を予定している。

東京電力福島第一原発への津波の想定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月十六日
水野 賢一
参議院議長 平田 健二殿

東京電力福島第一原発への津波の想定に関する質問主意書
平成二十三年三月七日に東京電力の担当者が原子力安全・保安院を訪ね、小林耐震安全審査室長に従来の想定以上の大津波が来る可能性があることを報告していたという話がある。

そこで、以下質問する。

一 東京電力から原子力安全・保安院に対し、三月七日に前記の報告があったのは事実か。

二 前記の報告があったとすれば、どのような形で行われたのか。文書で行われた場合、その文書の内容も明らかにされたい。

三 前記の報告に対して、小林室長はその場でどのように対応したのか。また、前記の報告後、東日本大震災が発生するまでの間に、原子力安全・保安院は何か特別な対応をとったのか。

四 前記の報告の内容及びそれを受けた政府の対応は適切であったか、政府の見解を示された。
い。

右質問する。

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 岡田 克也

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員水野賢一君提出東京電力福島第一原発への津波の想定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出東京電力福島第一原発への津波の想定に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、経済産業省原子力安全・保安院等が東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(以下「検証委員会」という。)に対して説明しているところであり、検証委員会が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた「中間報告」(以下単に「中間報告」という。)によれば、「平成二十三年三月七日、保安院において東京電力に対するヒアリングが行われ、...東京電力は、(中略)福島第一原発...における津波評価、対策の現状につき、以下の内容を説明した。津波評価については、資料を使いながら、①平成十四年の津波評価技術で示されている断層モデルを用いた試算結果、②平成十四年の推本の長期評価に対応した断層モデルに基づいて試算した福島第一原

質問主意書及び答弁書

発...における想定波高の数値が(ケース二)明治三陸沖地震(千八百九十六年)の...場合には、...八・四メートルから十五・七メートルまで、... (ケース二)房総沖地震(千六百七十七年)の...場合には、...六・八メートルから十三・六メートルまで...となるが、平成二十二年十二月の津波評価部会で...福島県を含む南部領域については前記房総沖地震...を参考に波源を設定する旨の方針が出されていること、③貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合、...八・七メートルから九・二メートルまで...となることを説明した。さらに、...津波対策については、平成二十四年十月...までに対策工事を完了させるのは無理である旨説明した。このような東京電力の説明に対し、保安院の室長らは、「四月の推本の公表内容によつては、保安院から指示を出すこともある。また、女川のバックチェック最終報告の審議において貞観津波が話題になることが予想され、その審議状況によつては口頭で指示を出すこともあり得る。」(中略)旨を述べた。このように、保安院は、何らかの指示を今後行うことがあり得る旨の予告については行ったが、他方で東京電力に対し、対策工事を実施するよう明確に...求めるなどの踏み込んだ対応は行わなかった」とされているところである。

四について

お尋ねの点について、現時点において断定的な評価を行うことは困難であるが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故(以下「原発事故」という。)に関する政府の対応について、中間報告によれば、「この事故の発生及びその後の対応について生じた問題の多くは、①津波によるシビアアクシデント対策が欠如していたこと、②原子力事故が複合災害として発生するという視点が欠如していたこと及び③原子力災害を全体的に見る視点が欠如していたことの三つが大きく影響している」とされているところである。また、原発事故の原因を究明するための調査・検証については、現在、検証委員会において、中立的な立場から多角的に行われているところであり、平成二十四年夏頃に最終報告がなされる予定であると承知している。政府としては、検証委員会の中間報告及び最終報告を踏まえた上で、不十分であった点については十分反省し、今回の事故を教訓として、原子力事故の再発防止に万全を期してまいりたい。

下「原発事故」という。)に関する政府の対応について、中間報告によれば、「この事故の発生及びその後の対応について生じた問題の多くは、①津波によるシビアアクシデント対策が欠如していたこと、②原子力事故が複合災害として発生するという視点が欠如していたこと及び③原子力災害を全体的に見る視点が欠如していたことの三つが大きく影響している」とされているところである。また、原発事故の原因を究明するための調査・検証については、現在、検証委員会において、中立的な立場から多角的に行われているところであり、平成二十四年夏頃に最終報告がなされる予定であると承知している。政府としては、検証委員会の中間報告及び最終報告を踏まえた上で、不十分であった点については十分反省し、今回の事故を教訓として、原子力事故の再発防止に万全を期してまいりたい。

東京電力による福島第一原発からの撤退の意思表示の有無に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月十六日

参議院議長 平田 健二殿

水野 賢一

東京電力による福島第一原発からの撤退の意思表示の有無に関する質問主意書
意思表示の有無に関する質問主意書
菅前内閣総理大臣は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の際、東京電力は事故対応を断念して撤

退しようとした。それに対し、そんな無責任なこととは許さないと自分が止めた」という趣旨の発言をしている。そこで、以下質問する。

一 東京電力による「福島第一原発からの撤退と解釈しうる意思表示は、政府に対してあったのか。意思表示があったとすれば、どのような表現でその意思が表示されたのか。また、その日時・場所も具体的に明らかにされたか。

二 東京電力による前記の意思表示があったとすれば、政府は現時点でそれをどのように評価するか。

右質問する。

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 岡田 克也

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員水野賢一君提出東京電力による福島第一原発からの撤退の意思表示の有無に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出東京電力による福島第一原発からの撤退の意思表示の有無に関する質問に対する答弁書

一及び二について

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故における同発電所の人員の退避については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた「中間報告」によれば、同社社長は、同年三月十四日夜から同月十五日未明までの間に、原子力安全・保安院長等に対して、電

話により「二号機が厳しい状況であり、今後、ますます事態が厳しくなる場合には、回避もあり得ると考えている」旨の報告を行ったとされており、また、このとき、同社社長は、プラント制御に必要な人員を残すことを当然の前提としており、あえて「プラント制御に必要な人員を残す」旨明示しなかったとされている。なお、「中間報告」によれば、この経緯については、更に関係者からも確認するなどの調査を進める予定であるとされている。政府としては、当時の状況に鑑みれば、事態の收拾に必要な人員を残すことは必要であつたものと認識している。

放射性廃棄物に係る中間貯蔵施設の設置及び福島県外での最終処分法の法制化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月十九日

岩城 光英

参議院議長 平田 健二殿

放射性廃棄物に係る中間貯蔵施設の設置及び福島県外での最終処分法の法制化に関する質問主意書

政府は、三月十日、福島県郡山市にて開催した福島県及び双葉郡八町村との意見交換会において、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の漏えいによつて汚染された廃棄物や土

壤の処理に必要な中間貯蔵施設を双葉郡内に三か所設置するとの新たな提案を行った。

政府は、昨年十月、中間貯蔵施設の整備に係るロードマップ（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について）を公表しているが、ここでは福島県内に一か所設置するという考え方が示されていた。また、昨年末においても、福島県及び双葉郡八町村に対し、同様のことを明言したとされている。今回の三か所設置という新たな提案は、これまでの考え方を短期間で大きく転換させたことを意味する。

東日本大震災発生後、既に一年が経過し、いまだ避難生活を余儀なくされている住民は、福島県への帰還の見通しが立たない状況に疲弊している。こうした中で、三十年もの負担を強いる中間貯蔵施設の考え方を転換させた野田内閣の責任は非常に重いものである。しかも、その一方で、政府は福島県外での最終処分については、これを法律に明記するとの考えも示したとされている。

沖縄県普天間基地移設問題における「最低でも県外移設」との発言から今日に至る状況を鑑みれば、地元を期待だけを持たせることはあつてはならない。そこで、意見交換会において示された政府の提案や考え方を確認するべく、以下質問する。

一 今回、中間貯蔵施設の設置数について、前記のロードマップで示されている一か所から三か所へと変更した理由は何か。また、これら三か所の立地場所を双葉町、大熊町及び楢葉町とした理由は何か、それぞれ具体的な根拠を示して

説明されたい。

また、この提案は、これら三町がそろつて受け入れることを前提としているのか、併せて説明されたい。

二 三か所それぞれに設置する中間貯蔵施設の保管対象、保管容量、貯蔵・管理方法等は、ロードマップにおいて示されていたものと同じか。また、設置までの工程も同じか、それぞれ説明されたい。

三 前記の意見交換会において、三か所の中間貯蔵施設の設置と併せて、富岡町の管理型最終処分場へ焼却灰を埋め立てることも新たに提案したとのことであるが、なぜ中間貯蔵施設設置の候補地とされた双葉町などとは別の富岡町としたのか、その理由を説明されたい。

このほか、焼却施設など、中間貯蔵施設の設置に伴い政府が必要と考えている施設があれば、立地を見込んでいる場所も含め、明らかにされたい。

四 中間貯蔵施設の稼働後三十年以内に福島県外において最終処分することを法制化すると政府が表明したことについて、事実関係を示されたい。

また、前記のロードマップによれば、中間貯蔵施設の立地場所の選定は平成二十四年度内に行うこととされており、これを踏まえれば、法制化は早急に行われる必要があると推察されるが、政府は法制化の時期をいつと考えているのか、併せて説明されたい。

右質問する。

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理 岡田 克也
国 務 大 臣

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員岩城光英君提出放射性廃棄物に係る中間貯蔵施設の設置及び福島県外での最終処分の法制化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩城光英君提出放射性廃棄物に係る中間貯蔵施設の設置及び福島県外での最終処分の法制化に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十三年十月二十九日に環境省が策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」（以下単に「基本的考え方」という。）において、中間貯蔵施設の配置について、「安全管理を一元的・集中的に行うことの重要性及び立地に関する社会的受容性を考慮して、都道府県毎に、その区域内から発生する大量除去土壌等の保管のため、一箇所程度確保するとの基本的考え方による」としていたところであるが、処理に必要な敷地面積を確保すること、設置する地方公共団体の負担を軽減すること、搬入車両による交通渋滞の発生を防止すること等の理由から、平成二十四年三月十日に福島県郡山市において開催した「双葉地方町村、福島県と国との意見交換会」（以下単に「意見交換会」という。）において、同県内の複数の箇所に設置することが必要との

考えを示し、関係地方公共団体に対して検討をお願いしたものである。

その上で、除去土壌(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二条第四項に規定する除去土壌をいう。以下同じ。)等の処理に必要な敷地面積を確保すること、各地から除去土壌等を効率的に搬入するため、これらが大量に発生する地域になるべく近いこと、主要な幹線道路へのアクセスが容易であること、地震、津波等の自然災害に備えるため、断層、軟弱な地盤等を避けること、河川の流れの変更等を最小限とすること等が必要であることから、同県檜葉町、大熊町及び双葉町を候補地とする考えを示し、関係地方公共団体に対して検討をお願いしたものである。

なお、この考えにおいては、当該三町それぞれに中間貯蔵施設を設置することにより、処理に必要な容量を確保することを想定している。

二について

お尋ねの「三か所それぞれに設置する中間貯蔵施設の保管対象、保管容量、貯蔵・管理方法等」及び設置までの工程については、現時点では、基本的考え方において示したものを想定している。

三について

福島県内で発生する放射性セシウム濃度が一キログラム当たり十万ベクレル以下の廃棄物については、処理に必要な容量を確保すること、

各地から廃棄物を効率的に搬入するため、当該廃棄物が大量に発生する地域になるべく近いこと、主要な幹線道路へのアクセスが容易であること等が必要であり、また、同県富岡町に既存の管理型処分場があることから、当該処分場を活用して処分する考えを示し、関係地方公共団体に対して検討をお願いしたものである。

また、中間貯蔵施設の設置に当たっては、受入・分別施設、保管施設、減容化施設、常時モニタリング施設、研究等施設、管理棟、情報公開センター、修景・緩衝緑地等を組み合わせて整備することを想定しており、意見交換会で配布した資料においてその旨を示したところである。

四について

お尋ねの「中間貯蔵施設の稼働後三十年以内に福島県外において最終処分すること」については、法制化を含め、そのことを明らかにするための適切な措置を検討したいと考えている。

その措置の内容や当該措置を講ずる時期等については、関係地方公共団体等の意見を聞きながら示すことが必要と考えているところであり、現時点で答えすることは困難である。